



山形県公報

平成18年3月17日(金)
第1725号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                  |                        |
|----------------------------------|------------------------|
| 漁業共済の契約締結の申込みについての同意成立の届出.....   | (農政企画課) ...330         |
| 野菜指定産地に係る生産出荷近代化計画の変更の概要の公表..... | (生産流通課) ... 同          |
| 家畜の検査の実施.....                    | ( 同 ) ... 同            |
| 同 .....                          | ( 同 ) ...332           |
| 基本測量の終了の通知.....                  | (農村計画課) ... 同          |
| 同 .....                          | ( 同 ) ... 同            |
| 県営土地改良事業計画の変更.....               | (庄内総合支庁農村計画課) ...333   |
| 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧.....    | (都市計画課) ... 同          |
| 土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出.....       | ( 同 ) ... 同            |
| 都市計画事業の変更の認可.....                | ( 同 ) ... 同            |
| 電線共同溝を整備すべき道路の指定.....            | (交通基盤課) ...334         |
| 道路の区域の変更.....                    | (村山総合支庁西村山総務建築課) ... 同 |
| 一般国道の供用の開始.....                  | ( 同 ) ... 同            |
| 道路の区域の変更.....                    | (置賜総合支庁建設総務課) ...335   |
| 一般国道の供用の開始.....                  | ( 同 ) ... 同            |

### 公安委員会関係

#### 規 則

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| 山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則..... | 同 |
|-------------------------------|---|

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

|                    |     |
|--------------------|-----|
| 直接請求に必要な有権者の数..... | 344 |
|--------------------|-----|

### 人事委員会関係

#### 規 則

|                                           |     |
|-------------------------------------------|-----|
| 山形県人事委員会規則4-1(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則..... | 345 |
|-------------------------------------------|-----|

### 公 告

|                           |                      |
|---------------------------|----------------------|
| 山形県県民栄誉賞受賞者の事績.....       | (総務課) ... 同          |
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....   | (庄内総合支庁企画振興課) ...346 |
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請..... | ( 同 ) ... 同          |
| 一般競争入札の公告.....            | (情報企画課) ... 同        |
| 同 .....                   | (教育委員会) ...347       |
| 特定調達契約に係る落札者の公告.....      | (病院事業局) ...348       |
| 同 .....                   | ( 同 ) ...349         |

告 示

山形県告示第201号

次の加入区に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをすることについての同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成18年3月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 (1) 加入区の名称  
吹浦加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 飽海郡遊佐町の区域
  - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業であって飽海郡遊佐町吹浦の区域の者が営むもの
- 2 (1) 加入区の名称  
吹浦加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 飽海郡遊佐町の区域
  - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業であって飽海郡遊佐町の区域（吹浦を除く。）の者が営むもの

山形県告示第202号

野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）第8条第1項の規定により樹立した野菜指定産地に係る生産出荷近代化計画の変更の概要は、次のとおりである。

平成18年3月17日

山形県知事 齋 藤 弘

変更に係る野菜指定産地の名称並びに当該産地の指定野菜の名称、作付面積、生産数量及び出荷数量

| 野菜指定<br>産地名 | 指定野菜<br>の種別 | 作 付 面 積                     |                             | 生 産 量                      |                            | 出 荷 数 量                    |                            |
|-------------|-------------|-----------------------------|-----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
|             |             | 現 状                         | 平成20年に<br>おける目標             | 現 状                        | 平成20年に<br>おける目標            | 現 状                        | 平成20年に<br>おける目標            |
| 庄内砂丘        | 秋冬だい<br>こん  | <small>ヘクタール</small><br>132 | <small>ヘクタール</small><br>146 | <small>トン</small><br>4,341 | <small>トン</small><br>5,078 | <small>トン</small><br>3,099 | <small>トン</small><br>3,400 |
| 庄内朝日        | 夏秋きゅ<br>うり  | 15                          | 15                          | 277                        | 350                        | 220                        | 200                        |
| 櫛 引         | 夏秋きゅ<br>うり  | 15                          | 18                          | 264                        | 370                        | 210                        | 250                        |

山形県告示第203号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、家畜について次のとおり実施する検査を受けることを命ずる。

平成18年3月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 実施の目的  
牛のブルセラ病、結核病及びヨーネ病、馬の馬伝染性貧血、鶏の家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢並びにみつばちの腐蛆病の発生を予防し、並びに牛のブルータンク、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生を予察するため。
- 2 実施する区域

県内全域。ただし、3実施の対象となる家畜の種類及び範囲の項の表牛のブルセラ病及び結核病の検査の項第1項及び第2項に掲げる牛のブルセラ病及び結核病の検査並びに同表牛のヨーネ病の検査の項第1項及び第2項に掲げる牛のヨーネ病の検査にあっては、山形市、酒田市(旧酒田市の区域に限る。)、村山市、長井市、西村山郡河北町、同郡朝日町、最上郡金山町、同郡舟形町、同郡真室川町、東置賜郡高島町、西置賜郡飯豊町及び東田川郡庄内町の区域

### 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げるものとする。ただし、牛のブルセラ病、結核病及びヨーネ病の検査にあっては、生後6ヶ月未満の牛を除く。

| 区 分                                             | 家 畜 の 種 類 及 び 範 囲                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 牛のブルセラ病及び結核病の検査                                 | 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛(第4項に該当するものを除く。)<br>2 前項の牛と同一施設内で飼養している牛(次項及び第4項に該当するものを除く。)<br>3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛<br>4 前項の牛と同一施設内で飼養している牛                                                                                                             |
| 牛のヨーネ病の検査                                       | 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛(第4項から第6項までに該当するものを除く。)<br>2 前項の牛と同一施設内で飼養している牛(次項から第6項までに該当するものを除く。)<br>3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛(第5項及び第6項に該当するものを除く。)<br>4 前項の牛と同一施設内で飼養している牛(次項及び第6項に該当するものを除く。)<br>5 共同牧野等に放牧する牛<br>6 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛で県外から移動したもの |
| 馬の馬伝染性貧血の検査                                     | 1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している雌馬<br>2 競技用馬及び乗用馬                                                                                                                                                                                                                 |
| 鶏の家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢の検査                         | 種卵を採取することを目的として飼養している鶏                                                                                                                                                                                                                                    |
| みつばちの腐蛆(そ)病の検査                                  | みつばち                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 牛のブルータンク、アカパネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査 | 実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認める越夏していない牛                                                                                                                                                                                                                        |

### 4 実施の期日及び場所

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する期日及び場所

### 5 検査の方法

- (1) 牛のブルセラ病の検査にあっては、凝集反応検査、補体結合反応検査及び疫学的検査
- (2) 牛の結核病の検査にあっては、ツベルクリン皮内注射法による検査、疫学的検査及び臨床検査
- (3) 牛のヨーネ病の検査にあっては、酵素免疫測定法による検査、疫学的検査、臨床検査及び細菌検査
- (4) 馬の馬伝染性貧血の検査にあっては、寒天ゲル内沈降反応検査、疫学的検査及び臨床検査
- (5) 鶏の家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢の検査にあっては、凝集反応検査
- (6) みつばちの腐蛆(そ)病の検査にあっては、肉眼的検査及び細菌学的検査
- (7) 牛のブルータンク、アカパネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査にあっては、血清学的検査

## 山形県告示第204号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の死体の所有者に対し、当該死体について次のとおり実施する検査を受けることを命ずる。

平成18年3月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 実施の目的  
牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため。
- 2 実施する区域  
県内全域
- 3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲  
月齢又は推定月齢が満24日以上で死亡した牛の死体（家畜伝染病予防法第16条の規定によりと殺された場合及び家畜防疫員が病原体を散逸させるおそれがあると判断した場合を除く。）
- 4 実施の期日  
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
- 5 実施の場所  
山形市大字中野字的場936番地（山形県家畜死体保冷保管施設）。ただし、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が別途指示した場合は、その場所
- 6 検査の方法  
酵素免疫測定法による検査、ウエスタンブロット法による検査及び免疫組織化学的検査

## 山形県告示第205号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成18年3月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 基本測量を実施した地域  
山形市  
長井市  
東根市
- 2 基本測量を実施した期間  
平成17年5月16日から平成18年3月7日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（国土調査に伴う基準点測量）

## 山形県告示第206号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成18年3月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 基本測量を実施した地域  
米沢市  
尾花沢市
- 2 基本測量を実施した期間  
平成17年7月13日から平成18年2月28日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（精密測地網高度地域基準点測量）

## 山形県告示第207号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により定めた県営対馬地区土地改良事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年3月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営対馬地区土地改良事業(水田農業振興緊急整備事業)変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
三川町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成18年3月23日から同年4月20日まで
- 4 その他  
この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第208号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき山形市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成18年3月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 山形広域都市計画公園
  - (2) 名称 2・2・56号城南公園、2・2・133号三の丸稲荷口東公園、2・2・134号城南橋公園、2・2・135号青田沼公園、2・2・136号月山公園及び3・3・18号芸工大前公園
- 2 縦覧の場所  
土木部都市計画課

## 山形県告示第209号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第3項の規定により、寒河江市から次のとおり換地処分をした旨の届出があった。

平成18年3月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地区画整理事業の名称  
寒河江都市計画事業寒河江駅前土地区画整理事業
- 2 換地処分の内容  
平成18年2月17日付け指令都計第19号で認可した換地計画のとおり。
- 3 換地処分の年月日  
平成18年2月21日

## 山形県告示第210号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成18年3月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 施行者の名称  
寒河江市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 寒河江都市計画下水道事業
  - (2) 名称 寒河江市公共下水道

3 変更内容

(1) 収用の部分

昭和52年12月県告示第2174号、昭和61年3月県告示第327号、平成元年8月県告示第1055号、平成8年2月県告示第125号及び平成15年3月県告示第291号の事業地のうち、大字日田字平田、大字日田字前野、大字日田元新田字下野、大字日田元仁田字下野を除き、削除する。

(2) 使用の部分

変更なし

4 事業施行期間

昭和52年10月28日から平成24年3月31日まで

山形県告示211号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路の部分の部分を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、土木部交通基盤課において平成18年3月17日から同月30日まで縦覧に供する。

平成18年3月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形山寺線
- 3 指定した道路の部分の区間 山形市六日町169番1から  
同 1734番21まで
- 4 指定年月日 平成18年3月17日

山形県告示第212号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成18年3月17日から同月30日まで縦覧に供する。

平成18年3月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                    | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長       |
|----------------------------------------|------|----------------------|-----------|
| 寒河江市大字幸生字大スベ1754番2から<br>同 字上ノ山1753番丁まで | 旧    | 11.9メートル<br>と<br>4.0 | 1,440メートル |
| 同 上                                    | 新    | 15.6メートル<br>と<br>4.5 | 同 上       |

山形県告示第213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成18年3月17日から同月30日まで縦覧に供する。

平成18年3月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 458号
- 2 供用開始の区間 寒河江市大字幸生字大スベ1754番2から  
同 字上ノ山1753番丁まで
- 3 供用開始の期日 平成18年3月17日

## 山形県告示第214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成18年3月17日から同月30日まで縦覧に供する。

平成18年3月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 113号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                     | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長        |
|-----------------------------------------|------|------------------|------------|
| 東置賜郡高畠町大字深沼字舟入1624番1から<br>同 字蒲原2004番1まで | 旧    | 47.0メートル<br>36.0 | メートル<br>80 |
| 同 上                                     | 新    | 42.8メートル<br>36.0 | 同 上        |

## 山形県告示第215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成18年3月17日から同月30日まで縦覧に供する。

平成18年3月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 113号
- 2 供用開始の区間 東置賜郡高畠町大字深沼字舟入1624番1から  
同 字蒲原2004番1まで
- 3 供用開始の期日 平成18年3月17日

## 公安委員会関係

### 規 則

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月17日

山形県公安委員会  
委員長 鑑 谷 誠 一

## 山形県公安委員会規則第4号

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

山形県警察の組織に関する規則（平成14年3月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条の表警務部の項中「広報相談課」を「総務企画課、広報相談課」に改め、同表生活安全部の項中「生活保安課」を「生活環境課」に改める。

第11条を次のように改める。

（総務企画課の所掌事務）

第11条 総務企画課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公安委員会の補佐に関すること。
- (2) 機密に関すること。
- (3) 公安委員会の公印及び警察本部長の公印の管守に関すること。
- (4) 県議会との連絡その他渉外に関すること。
- (5) 警察署協議会に関すること。
- (6) 警察行政に関する政策等の企画及び調整に関すること。
- (7) 沿革誌に関すること。

第12条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 警察において取り扱う個人情報の保護に関すること。

第14条中第1号から第5号までを削り、第6号を第1号とし、第7号から第10号までを5号ずつ繰り上げ、同条第11号中「関すること」を「関すること(総務企画課の所掌に属するものを除く。)」に改め、同条を同条第6号とし、同条中第12号を第7号とし、第13号から第17号までを5号ずつ繰り上げ、第18号を削り、第19号を第13号とし、第20号を第14号とし、第21号を第16号とし、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 総務企画課の庶務に関すること。

第19条中第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号を第8号とし、第11号を第9号とする。

第21条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。

第22条(見出しを含む。)中「生活保安課」を「生活環境課」に改め、同条第1号中「取締り」を「所持等の許可等及び指導並びに取締り」に改め、同条第2号中「取締り」を「譲渡等の許可等及び指導並びに取締り」に改め、同条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。

第39条の表中

|       |         |                    |   |
|-------|---------|--------------------|---|
| 広報相談課 | 警察安全相談室 | 第12条第2号及び第3号に掲げる事務 | を |
|       | 音楽隊     | 第12条第7号に掲げる事務      |   |

|       |          |                    |    |
|-------|----------|--------------------|----|
| 総務企画課 | 公安委員会補佐室 | 第11条第1号及び第5号に掲げる事務 | に、 |
| 広報相談課 | 警察安全相談室  | 第12条第2号及び第3号に掲げる事務 |    |
|       | 音楽隊      | 第12条第8号に掲げる事務      |    |

|     |          |                    |   |
|-----|----------|--------------------|---|
| 警務課 | 公安委員会補佐室 | 第14条第1号及び第5号に掲げる事務 | を |
|     | 犯罪被害者対策室 | 第14条第14号に掲げる事務     |   |
|     | 教養推進室    | 第14条第19号に掲げる事務     |   |

|     |          |                    |       |
|-----|----------|--------------------|-------|
| 警務課 | 犯罪被害者対策室 | 第14条第9号に掲げる事務      | に改め、同 |
|     | 教養推進室    | 第14条第13号に掲げる事務     |       |
| 監察課 | 留置管理室    | 第15条第5号及び第6号に掲げる事務 |       |

表生活安全企画課の項中「第9号」を「第7号」に改め、同表生活保安課の項中「生活保安課」を「生活環境課」に、「第10号」を「第9号」に改め、同表警備第二課の項中「全国農業青年交換大会警衛警備準備室」を「全国農業青年交換大会警衛警備対策室」に改める。

第40条第1項の表中

|         |          |                                      |   |
|---------|----------|--------------------------------------|---|
| 警察安全相談室 | 警察安全相談室長 | 上司の命を受け、警察安全相談室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 | を |
|---------|----------|--------------------------------------|---|



|          |           |                                       |
|----------|-----------|---------------------------------------|
| 公安委員会補佐室 | 公安委員会補佐室長 | 上司の命を受け、公安委員会補佐室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 |
| 警察安全相談室  | 警察安全相談室長  | 上司の命を受け、警察安全相談室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。  |

に、

|          |           |                                       |
|----------|-----------|---------------------------------------|
| 公安委員会補佐室 | 公安委員会補佐室長 | 上司の命を受け、公安委員会補佐室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 |
| 犯罪被害者対策室 | 犯罪被害者対策室長 | 上司の命を受け、犯罪被害者対策室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 |
| 教養推進室    | 教養推進室長    | 上司の命を受け、教養推進室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。    |

を

|          |           |                                       |
|----------|-----------|---------------------------------------|
| 犯罪被害者対策室 | 犯罪被害者対策室長 | 上司の命を受け、犯罪被害者対策室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 |
| 教養推進室    | 教養推進室長    | 上司の命を受け、教養推進室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。    |
| 留置管理室    | 留置管理室長    | 上司の命を受け、留置管理室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。    |

に、

|                   |                    |                                                |
|-------------------|--------------------|------------------------------------------------|
| 全国農業青年交換大会警衛警備準備室 | 全国農業青年交換大会警衛警備準備室長 | 上司の命を受け、全国農業青年交換大会警衛警備準備室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 |
|-------------------|--------------------|------------------------------------------------|

を

|                   |                    |                                                |
|-------------------|--------------------|------------------------------------------------|
| 全国農業青年交換大会警衛警備対策室 | 全国農業青年交換大会警衛警備対策室長 | 上司の命を受け、全国農業青年交換大会警衛警備対策室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 |
|-------------------|--------------------|------------------------------------------------|

に改め、同

条第2項の表中

|       |       |                                                                  |
|-------|-------|------------------------------------------------------------------|
| 広報相談課 | 広報官   | 上司の命を受け、第12条第1号、第4号及び第5号に掲げる事務を整理する。                             |
| 警務課   | 総務調査官 | 上司の命を受け、第14条第2号及び第4号に掲げる事務に関する調査事務を処理し、関係事務を整理する。                |
|       | 人事調査官 | 上司の命を受け、第14条第7号に掲げる事務に関する調査事務を処理し、関係事務を整理する。                     |
|       | 企画調査官 | 上司の命を受け、第14条第6号、第8号、第11号、第12号及び第13号に掲げる事務に関する調査事務を処理し、関係事務を整理する。 |

を

|       |       |                                                       |
|-------|-------|-------------------------------------------------------|
| 総務企画課 | 総務調査官 | 上司の命を受け、第11条第2号、第4号及び第6号に掲げる事務に関する調査事務を処理し、関係事務を整理する。 |
| 広報相談課 | 広報官   | 上司の命を受け、第12条第1号、第4号及び第5号に掲げる事務を整理する。                  |
|       | 人事調査官 | 上司の命を受け、第14条第2号に掲げる事務に関する調査事務を処理し、関係事務を整理する。          |

に、

|     |       |                                                              |
|-----|-------|--------------------------------------------------------------|
| 警務課 | 企画調査官 | 上司の命を受け、第14条第1号、第3号及び第6号から第8号までに掲げる事務に関する調査事務を処理し、関係事務を整理する。 |
|-----|-------|--------------------------------------------------------------|

|  |     |                             |
|--|-----|-----------------------------|
|  | 訟務官 | 上司の命を受け、第15条第4号に掲げる事務を整理する。 |
|--|-----|-----------------------------|

|         |           |                                                     |
|---------|-----------|-----------------------------------------------------|
| 生活安全企画課 | 生活安全企画調査官 | 上司の命を受け、第19条第1号から第4号までに掲げる事務に関する調査事務を処理し、関係事務を整理する。 |
|---------|-----------|-----------------------------------------------------|

を

|  |     |                             |
|--|-----|-----------------------------|
|  | 訟務官 | 上司の命を受け、第15条第4号に掲げる事務を整理する。 |
|--|-----|-----------------------------|

に改め、同

表生活保安課の項中「生活保安課」を「生活環境課」に改め、同表中

|  |       |                             |
|--|-------|-----------------------------|
|  | 意見聴取官 | 上司の命を受け、第26条第4号に関する事務を整理する。 |
|--|-------|-----------------------------|

を

|  |       |                             |
|--|-------|-----------------------------|
|  | 意見聴取官 | 上司の命を受け、第26条第4号に関する事務を整理する。 |
|--|-------|-----------------------------|

|     |       |                                     |
|-----|-------|-------------------------------------|
| 鑑識課 | 鑑識指導官 | 上司の命を受け、犯罪鑑識に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。 |
|-----|-------|-------------------------------------|

に、

|  |       |                                                          |
|--|-------|----------------------------------------------------------|
|  | 警備指導官 | 上司の命を受け、第37条第2号及び第5号から第7号までに掲げる事務に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。 |
|--|-------|----------------------------------------------------------|

を

|  |       |                                                          |
|--|-------|----------------------------------------------------------|
|  | 警備指導官 | 上司の命を受け、第37条第2号及び第5号から第7号までに掲げる事務に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。 |
|--|-------|----------------------------------------------------------|

に改める。

|  |                   |                             |
|--|-------------------|-----------------------------|
|  | 全国農業青年交換大会警衛警備対策官 | 上司の命を受け、第37条第8号に掲げる事務を整理する。 |
|--|-------------------|-----------------------------|

第42条第2項の表中

|     |                     |
|-----|---------------------|
| 小隊長 | 上司の命を受け、小隊の事務を処理する。 |
|-----|---------------------|

を

|     |                     |
|-----|---------------------|
| 小隊長 | 上司の命を受け、小隊の事務を処理する。 |
|-----|---------------------|

|       |                                  |
|-------|----------------------------------|
| 上席保健師 | 上司の命を受け、職員の健康管理その他保健に関する事務を処理する。 |
|-------|----------------------------------|

に改める。

別表第1第1号中

|      |          |
|------|----------|
| 北部交番 | 山形市松町四丁目 |
| 蔵王交番 | 山形市蔵王温泉  |
| 山辺交番 | 東村山郡山辺町  |

を

|        |       |            |    |
|--------|-------|------------|----|
|        | 中山交番  | 東村山郡中山町    |    |
| 「      |       |            |    |
|        | 北部交番  | 山形市桧町四丁目   | に、 |
| 「      |       |            |    |
|        | 河北交番  | 西村山郡河北町    | を  |
|        | 西川交番  | 西村山郡西川町    |    |
|        | 朝日町交番 | 西村山郡朝日町    |    |
| 「      |       |            |    |
|        | 河北交番  | 西村山郡河北町    | に、 |
| 「      |       |            |    |
| 尾花沢警察署 | 大石田交番 | 北村山郡大石田町   | を  |
| 新庄警察署  | 駅前交番  | 新庄市多門町     |    |
|        | 最上町交番 | 最上郡最上町     |    |
|        | 真室川交番 | 最上郡真室川町    |    |
|        | 金山交番  | 最上郡金山町     |    |
|        | 鮭川交番  | 最上郡鮭川村     |    |
| 庄内警察署  | 立川交番  | 東田川郡庄内町    |    |
| 「      |       |            |    |
| 新庄警察署  | 駅前交番  | 新庄市多門町     | に、 |
| 「      |       |            |    |
|        | 東部交番  | 酒田市こがね町一丁目 | を  |
|        | 緑ヶ丘交番 | 酒田市緑ヶ丘二丁目  |    |
|        | 八幡交番  | 酒田市観音寺     |    |
| 「      |       |            |    |
|        | 東部交番  | 酒田市こがね町一丁目 | に、 |
| 「      |       |            |    |
|        | 湯野浜交番 | 鶴岡市下川      |    |
|        | 大山交番  | 鶴岡市友江町     |    |
|        | 藤島交番  | 鶴岡市藤浪二丁目   |    |

|           |           |          |   |
|-----------|-----------|----------|---|
|           | 羽 黒 交 番   | 鶴岡市羽黒町荒川 | を |
| 長 井 警 察 署 | あ や め 交 番 | 長井市栄町    |   |
|           | 飯 豊 交 番   | 西置賜郡飯豊町  |   |

|           |           |       |    |
|-----------|-----------|-------|----|
|           | 温 海 交 番   | 鶴岡市温海 | に、 |
| 長 井 警 察 署 | あ や め 交 番 | 長井市栄町 |    |

|  |         |         |   |
|--|---------|---------|---|
|  | 北 部 交 番 | 米沢市中田町  | を |
|  | 川 西 交 番 | 東置賜郡川西町 |   |

|  |         |        |       |
|--|---------|--------|-------|
|  | 北 部 交 番 | 米沢市中田町 | に改め、同 |
|--|---------|--------|-------|

表第2号中

|           |            |         |   |
|-----------|------------|---------|---|
| 山 形 警 察 署 | 松 原 警察官駐在所 | 山形市大字松原 | を |
|-----------|------------|---------|---|

|           |            |         |    |
|-----------|------------|---------|----|
| 山 形 警 察 署 | 蔵 王 警察官駐在所 | 山形市蔵王温泉 | に、 |
|           | 松 原 警察官駐在所 | 山形市大字松原 |    |

|  |            |          |   |
|--|------------|----------|---|
|  | 漆 山 警察官駐在所 | 山形市大字千手堂 | を |
|  | 金 井 警察官駐在所 | 山形市陣場三丁目 |   |

|  |            |          |    |
|--|------------|----------|----|
|  | 漆 山 警察官駐在所 | 山形市大字千手堂 | に、 |
|--|------------|----------|----|

|  |            |             |   |
|--|------------|-------------|---|
|  | 大 寺 警察官駐在所 | 東村山郡山辺町大字北垣 | を |
|  | 築 沢 警察官駐在所 | 東村山郡山辺町大字築沢 |   |

|  |            |             |    |
|--|------------|-------------|----|
|  | 山 辺 警察官駐在所 | 東村山郡山辺町大字山辺 | に、 |
|  | 大 寺 警察官駐在所 | 東村山郡山辺町大字北垣 |    |
|  | 築 沢 警察官駐在所 | 東村山郡山辺町大字築沢 |    |

|   |             |             |    |
|---|-------------|-------------|----|
|   | 中山 警察官駐在所   | 東村山郡中山町大字長崎 |    |
| 「 | 白岩 警察官駐在所   | 寒河江市大字白岩    | を  |
|   | 白岩 警察官駐在所   | 寒河江市大字白岩    | に、 |
| 「 | 西川 警察官駐在所   | 西村山郡西川町大字海味 |    |
| 「 | 貫見 警察官駐在所   | 西村山郡大江町大字貫見 | を  |
|   | 貫見 警察官駐在所   | 西村山郡大江町大字貫見 | に、 |
| 「 | 朝日町 警察官駐在所  | 西村山郡朝日町大字宮宿 |    |
| 「 | 戸沢 警察官駐在所   | 村山市大字長善寺    | を  |
|   | 西郷 警察官駐在所   | 村山市大字名取     |    |
|   | 大久保 警察官駐在所  | 村山市大字大久保    |    |
|   | 富本 警察官駐在所   | 村山市大字湯野沢    |    |
|   | 東根温泉 警察官駐在所 | 東根市温泉町一丁目   |    |
|   | 小田島 警察官駐在所  | 東根市大字野田     |    |
|   | 長瀬 警察官駐在所   | 東根市大字長瀬     |    |
| 「 | 葉山 警察官駐在所   | 村山市大字大久保    | に、 |
|   | 東根温泉 警察官駐在所 | 東根市温泉町一丁目   |    |
| 「 | 芦沢 警察官駐在所   | 尾花沢市大字芦沢    | を  |
| 「 | 芦沢 警察官駐在所   | 尾花沢市大字芦沢    | に、 |
|   | 大石田 警察官駐在所  | 北村山郡大石田町緑町  |    |
| 「 | 古口 警察官駐在所   | 最上郡戸沢村大字古口  | を  |

|           |              |             |    |
|-----------|--------------|-------------|----|
|           | 古 口 警察官駐在所   | 最上郡戸沢村大字古口  | に、 |
|           | 真室川 警察官駐在所   | 最上郡真室川町大字新町 |    |
|           | 及 位 警察官駐在所   | 最上郡真室川町大字及位 | を  |
|           | 及 位 警察官駐在所   | 最上郡真室川町大字及位 | に、 |
|           | 金 山 警察官駐在所   | 最上郡金山町大字金山  |    |
|           | 鮭 川 警察官駐在所   | 最上郡鮭川村大字佐渡  |    |
|           | 最上町 警察官駐在所   | 最上郡最上町大字向町  |    |
| 酒 田 警 察 署 | 立 谷 沢 警察官駐在所 | 東田川郡庄内町肝煎   | を  |
|           | 黒 森 警察官駐在所   | 酒田市黒森       |    |
| 酒 田 警 察 署 | 立 川 警察官駐在所   | 東田川郡庄内町狩川   | に、 |
|           | 立 谷 沢 警察官駐在所 | 東田川郡庄内町肝煎   |    |
|           | 緑ヶ丘 警察官駐在所   | 酒田市緑ヶ丘二丁目   |    |
|           | 黒 森 警察官駐在所   | 酒田市黒森       |    |
|           | 飛 島 警察官駐在所   | 酒田市飛島       | を  |
|           | 飛 島 警察官駐在所   | 酒田市飛島       | に、 |
|           | 八 幡 警察官駐在所   | 酒田市観音寺      |    |
| 鶴 岡 警 察 署 | 栄 警察官駐在所     | 鶴岡市本田       | を  |
|           | 西 郷 警察官駐在所   | 鶴岡市面野山      |    |
|           | 上 郷 警察官駐在所   | 鶴岡市水沢       |    |
|           | 豊 浦 警察官駐在所   | 鶴岡市三瀬       |    |
|           | 湯 田 川 警察官駐在所 | 鶴岡市湯田川      |    |

|       |            |               |    |
|-------|------------|---------------|----|
| 鶴岡警察署 | 湯野浜 警察官駐在所 | 鶴岡市下川         | に、 |
|       | 豊浦 警察官駐在所  | 鶴岡市三瀬         |    |
|       | 大山 警察官駐在所  | 鶴岡市友江町        |    |
|       | 栄 警察官駐在所   | 鶴岡市本田         |    |
|       | 西郷 警察官駐在所  | 鶴岡市面野山        |    |
|       | 湯田川 警察官駐在所 | 鶴岡市湯田川        |    |
|       | 上郷 警察官駐在所  | 鶴岡市水沢         |    |
|       | 藤島 警察官駐在所  | 鶴岡市藤浪二丁目      |    |
|       | 長沼 警察官駐在所  | 鶴岡市長沼         | を  |
|       | 長沼 警察官駐在所  | 鶴岡市長沼         | に、 |
|       | 羽黒 警察官駐在所  | 鶴岡市羽黒町荒川      |    |
|       | 押切 警察官駐在所  | 東田川郡三川町大字押切新田 | を  |
|       | 東郷 警察官駐在所  | 東田川郡三川町大字猪子   |    |
|       | 横山 警察官駐在所  | 東田川郡三川町大字横山   |    |
| 温海警察署 | 山戸 警察官駐在所  | 鶴岡市山五十川       |    |
|       | 鼠ヶ関 警察官駐在所 | 鶴岡市鼠ヶ関        | を  |
|       | 福栄 警察官駐在所  | 鶴岡市木野俣        |    |
| 長井警察署 | 西根 警察官駐在所  | 長井市草岡         |    |
|       | 山戸 警察官駐在所  | 鶴岡市山五十川       | に、 |
|       | 鼠ヶ関 警察官駐在所 | 鶴岡市鼠ヶ関        |    |
|       | 福栄 警察官駐在所  | 鶴岡市木野俣        |    |
|       | 押切 警察官駐在所  | 東田川郡三川町大字押切新田 |    |
|       | 東郷 警察官駐在所  | 東田川郡三川町大字猪子   |    |

|       |          |              |       |
|-------|----------|--------------|-------|
| 長井警察署 | 横山警察官駐在所 | 東田川郡三川町大字横山  |       |
|       | 西根警察官駐在所 | 長井市草岡        |       |
|       | 飯豊警察官駐在所 | 西置賜郡飯豊町大字椿   |       |
| 」     |          |              |       |
| 」     | 田沢警察官駐在所 | 米沢市大字口田沢     | を     |
|       | 」        |              |       |
| 」     | 田沢警察官駐在所 | 米沢市大字口田沢     | に改める。 |
|       | 川西警察官駐在所 | 東置賜郡川西町大字上小松 |       |
| 」     |          |              |       |

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第39条の表の改正規定中留置管理室に関する部分、第40条第1項の表の改正規定中留置管理室長に関する部分及び同条第2項の表の改正規定中鑑識指導官に関する部分  
は、平成18年3月24日から施行する。

**選挙管理委員会関係**

告 示

山形県選挙管理委員会告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算した数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成18年3月17日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 19,717人

選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算した数 230,975人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選挙区名         | 3分の1の数  | 選挙区名          | 3分の1の数  | 選挙区名 | 3分の1の数  |
|--------------|---------|---------------|---------|------|---------|
| 山形市          | 67,791人 | 村山市           | 7,819人  | 西村山郡 | 12,862人 |
| 米沢市          | 24,419人 | 長井市           | 8,360人  | 最上郡  | 13,781人 |
| 鶴岡市・<br>西田川郡 | 29,180人 | 天童市           | 16,893人 | 東置賜郡 | 12,324人 |
| 酒田市          | 26,723人 | 東根市           | 12,327人 | 西置賜郡 | 9,632人  |
| 新庄市          | 10,861人 | 尾花沢市・<br>北村山郡 | 8,281人  | 東田川郡 | 18,428人 |
| 寒河江市         | 11,645人 | 南陽市           | 9,498人  | 飽海郡  | 10,177人 |
| 上山市          | 9,936人  | 東村山郡          | 7,686人  |      |         |



## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則4-1(職員の任用に関する規則)の一部改正について  
山形県人事委員会規則4-1(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成18年3月17日

山形県人事委員会  
委員長 古 沢 茂 堂

別表第1 医療職給料表(3)適用職の警察本部長の項職級6の欄中

「」を「 上 席 保 健 師」に改める。

別表第2 警察官の職の警察本部長の警察署の項職級2の欄中 「南陽警察署長 長井警察署長」を「天童警察署長 南陽警察署長」に改め、同項  
天童警察署長」

職級3の欄中「南陽警察署長、長井警察署長及び天童警察署長」を「天童警察署長及び南陽警察署長」に改め、同  
項職級4の欄中「次長」を「次 長 調査官」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別表第2 警察官の職の警察本部長の警察署の項職級4の  
欄の改正規定は、同年3月24日から施行する。

## 公 告

山形県県民栄誉賞規則(平成9年2月県規則第2号)第2条の規定により山形県県民栄誉賞を贈った者の事績は、  
次のとおりである。

平成18年3月17日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 事 績

氏 名 みな がわ むつ お 皆 川 睦 雄

山形県米沢市に生まれる。

昭和29年3月、県立米沢西高等学校(現 米沢興譲館高等学校)を卒業。

同年4月にプロ野球南海ホークス(現 福岡ソフトバンクホークス)に入団、投手として昭和46年の現役引退まで、  
通算221勝を挙げ、6回のリーグ優勝、2回の日本シリーズ優勝に貢献するとともに、最多勝1回、最優秀防御率1  
回、ベストナイン1回、最優秀勝率2回のタイトルも獲得した。

引退後も、阪神タイガース、読売ジャイアンツ、近鉄バファローズのピッチングコーチ、野球解説者として活躍  
するとともに、プロ野球名球会のメンバーとして、プロ野球界の発展に貢献するなど、県民に希望と活力を与える  
数多くの功績を残した。

その主なものを摘記すれば、次のとおりである。

入団3年目の昭和31年に初勝利、同年11勝を挙げ頭角を現す。通算18年の現役時代で、年間10勝以上を12シーズ  
ンにおいて挙げ、故 鶴岡一人監督の下、野村克也氏、故 杉浦忠氏とともに南海ホークスの黄金時代を支えた。

プロ野球入団時は上手投げであったが、途中から下手投げにフォームを変更し、その華麗な投球フォームから繰  
り出される変化球を駆使したピッチングは、県民のみならず多くの野球ファンを魅了した。

特に、昭和43年には31勝を挙げ、それ以降現在にいたるまで、プロ野球で年間30勝を挙げた投手は現れておらず、  
最後の30勝投手としてその名を球史に刻んでいる。

引退後も野球解説者や投手コーチとして活躍する傍ら、毎年のように故郷山形で、野球技術指導等を行うとともに、  
県野球連盟の特別強化コーチとして本県野球界の発展向上に尽力した。

また、野球の分野にとどまらず、関西県人会の常任幹事や、県青年洋上大学の講師を務めたのをはじめ、様々な活動を通して郷里山形の発展に尽くされるなど、その功績は広く県民が敬愛するところである。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成18年3月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成18年3月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 アシスト
  - (2) 代表者の氏名  
阿部重保
  - (3) 主たる事務所の所在地  
酒田市みずほ二丁目8番地の4
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、障害のある人及びその家族を対象に、地域の中で安心して心豊かな生活ができるように支援し、個人の尊厳を保持しつつ、地域社会作りと福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証について申請があった。

平成18年3月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成18年2月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 庄内エコ・プランニング
  - (2) 代表者の氏名  
齋藤 安和
  - (3) 主たる事務所の所在地  
酒田市宮野浦三丁目20番24
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、21世紀における地球環境問題の重要性を認識し、庄内地方における循環型資源や自然エネルギーの活用事業及び省資源事業等の計画・推進を行うことにより、健全な地球環境を未来に引き継ぐことを目的とする。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、コンピュータソフトウェアの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成18年3月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁 e-ラーニングルーム(15階)
  - (2) 日時 平成18年3月28日(火) 午前11時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品の名称及び数量  
イ パソコン用ウイルス対策ソフトウェア 一式

## ロ ゲートウェイ用セキュリティ対策ソフトウェア一式

(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 仕様書による。

(4) 納入場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 (1)のイ及びロごとに総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(2) 当該ソフトウェアに関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。

(3) 8の(1)により提出された申請書等により、基本的仕様、特質等が満たされ、使用に耐え得ることが証明できること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形総務部総合政策室情報企画課ネットワーク推進担当

電話番号 023(630)3198

## 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

## 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

## 8 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を平成18年3月23日(木)午後4時までに提出すること。この場合において、申請書等を提出した者は、入札日の前日までに申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

イ 山形県財務規則第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては同条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書、同名簿に現に登録されている者にあつては競争入札参加資格確認申請書

ロ 3の(2)に係る証明書、仕様書その他必要な書類

(2) この契約に関しては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県立高等学校校内LAN保守業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成18年3月17日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室(2階)

(2) 日 時 平成18年3月29日(水) 午前11時

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県立高等学校校内LAN保守業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
- (4) 入札方法 総額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
  - 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
  - (1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
  - (2) 2の(1)の役務に関し、迅速な提供を行う体制が整備されていることを証明できること。
  - (3) 過去2箇年の間に当該業務と同種の業務について国の機関又は地方公共団体への納入実績があること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県教育庁高校教育課庶務係 電話番号023(630)3067
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。
- 7 落札者の決定の方法  
山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。
- 8 その他
  - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)及び(3)に係る証明書その他必要な書類を平成18年3月24日(金)午後3時まで提出すること。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
  - (3) この入札及び契約については、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
  - (4) 詳細については入札説明書による。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。  
平成18年3月17日

山形県立鶴岡病院長 灘 岡 壽 英

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
債務負担行為山形県立鶴岡病院清掃業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立鶴岡病院総務経営課 鶴岡市高坂字堰下28番地 電話番号0235(22)2690
- 3 落札決定をした日 平成18年3月2日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社庄内メンテナンス 山形県鶴岡市上畑町4番32号
- 5 落札金額 23,995,440円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続き 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号)第3条の公告を行った日 平成18年1月20日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年3月17日

山形県立鶴岡病院長 灘 岡 壽 英

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
債務負担行為山形県立鶴岡病院寝具賃貸サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立鶴岡病院総務経営課 鶴岡市高坂字堰下28番地 電話番号0235(22)2690
- 3 落札決定をした日 平成18年3月2日
- 4 落札者の名称及び所在地  
秋田基準寝具株式会社 秋田県秋田市八橋字イサノ6番地の1
- 5 落札金額 6,000,271円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続き 一般競争入札  
山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成18年1月20日

平成18年3月17日印刷  
平成18年3月17日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056